

みやこ

京・くらしの安心安全情報 第75号

(平成26年6月)

京都市消費生活総合センター

1 消費者支援功労者表彰等の受賞のお知らせ！！

「消費者支援功労者表彰」は、消費者庁が、消費者利益の擁護及び増進を図る目的で、消費者支援活動にきわめて顕著な功績のあった個人又は団体等に対して、その功績をたたえ、顕彰するものです。

このたび、NPO 法人コンシューマーズ京都（京都消団連）理事長の原 強さんに、京都府内では初となる内閣総理大臣表彰、「京（みやこ）・くらしのサポーター」の富田 光代さんには、ベスト消費者サポーター章がそれぞれ授与されました。

原さんは、5月26日に首相官邸において、森まさこ内閣府特命担当大臣から、表彰状が授与されました。また、富田さんは、6月3日に京都市役所において表彰伝達式を行い、消費者庁長官に代わり、京都市文化市民局長から書状と記念品をお渡ししました。

はら つよし
原 強 さん

京都消費者団体連絡協議会結成に参画以降、40年余り、消費者問題及び環境問題に積極的に取り組んでこられました。消費者問題においては、大学で教鞭を執るほか、(公財)大学コンソーシアム京都の単位互換制度を利用した消費者講座の企画・調整・講義を通し、大学における消費者教育の推進などに尽力されています。また、環境問題においては、循環型社会の構築を目指し、微量の水銀が含まれる蛍光灯の適正処理・再資源化のシステム構築などに寄与されています。



森大臣から表彰状を授与される原さん（左）

原さん、富田さん、
おめでとうございます！

とみた みつよ
富田 光代 さん

「京（みやこ）・くらしのサポーター」として、出前講座での寸劇やイベントにて、消費者啓発に取り組まれ、本市消費生活行政の推進に貢献されています。また、消費生活コンサルタントの資格を取得し、消費生活のリーダーとしても活躍されており、地域におかれても日常生活自立支援事業(地域福祉権利擁護事業)の生活支援員、老人福祉員として、高齢者・地域の見守り活動に従事されています。



書状等を授与された富田さん

(右から古川市民生活部長、富田さん、平竹文化市民局長、峯消費生活総合センター長)

2 学生を対象としたマルチ商法の相談が増加しています！

マルチ商法とは、「他の人を勧誘して販売組織に加入させると利益が得られる。」などと言って、商品を買わせる、サービスを受けさせるなどの金銭的負担をさせる契約のことです。

最近、当センターでは、大学の友人を通じて健康食品等を販売するマルチ商法の勧誘を受け、断りきれずに契約し商品を購入したが、他人を勧誘することもできないので解約したいといった相談が増えています。

友人から勧誘された学生の中には、契約内容を十分に説明されないまま、高額なクレジット契約を結ばされていたり、契約書を交付されていない、クーリング・オフ制度について説明を受けていないといったケースもありました。

マルチ商法は、勧誘方法に問題がある場合や、きちんとその仕組みを理解できないまま契約してしまい、結局、商品の購入代金の支払いだけが残ってしまうといったことが多いため、注意が必要です。

〈事例〉

- ① 大学の友人からもうかるアルバイトがあると呼び出され、話を聞いたところ、化粧品を販売するマルチ商法の勧誘だった。簡単にもうけられそうに思い契約した。商品購入代金の支払いのため、言われるままに消費者金融からの借入れもしてしまったが、他人を勧誘することができず、説明されたような収入も得られない。借入金の支払いもできないので解約したい。
- ② 大学生の息子が健康食品のマルチ商法にはまっている。息子は、組織に加入して人脈を広げれば就職活動に有利だと思い、友人への勧誘活動をしているが、当事業者の規約には「未成年や学生の契約は禁止」と書かれている。すぐにやめさせたいが、どうすればよいか。

〈アドバイス〉

○親しい友人や信頼している知人から勧誘されても、もうけ話は簡単に信用しない。

簡単に高収入を得られる保証はどこにもありません。販売員として友人を勧誘することで、友人とトラブルになり、友人関係が崩壊し、さらには加害者になってしまう場合もあります。その場ですぐに契約せず、慎重に考え、必要なければキッパリ断わることが大切です。

○年齢や職業を偽らせるなどして契約させることがあるので、勧誘にのらないよう注意しましょう。

事業者の自主基準により、「未成年者や学生の契約は禁止」とされているにもかかわらず、勧誘されることがあります。年齢や職業を偽らせて契約させるような勧誘は、キッパリ断りましょう。

○困ったときは、すぐに京都市消費生活総合センター（電話 2 5 6 - 0 8 0 0）にご相談ください。

マルチ商法のクーリング・オフ期間は、契約日から 20 日間です。ただし、20 日を過ぎていても、勧誘方法に問題がある、契約書が交付されていない、契約書の内容に不備があるなどといった場合は、クーリング・オフできることがありますので、諦めずにご相談ください。

3 販売目的を隠したウォーターサーバーの勧誘手口にご注意ください！

最近、業者が、一人暮らしの学生宅にブロードバンドの勧誘と称して訪問し、学生がブロードバンドの勧誘を断ると、ウォーターサーバーと水の定期配送の勧誘に切り替え、契約を結ばせるといった、販売目的を隠して訪問し勧誘する手口が増えています。

また、勧誘時に、消費者にとって有利なことだけを説明し、解約時には、一定の費用負担が生じるなどといった条件があることなどについては、十分な説明をせずに長期間の契約を結ばせるため注意が必要です。

特定商取引法において「訪問販売業者等は、訪問販売をしようとするときは、その勧誘に先立って、事業者名、勧誘目的、商品等の種類を明らかにしなければならない。」と定められており、このように、ウォーターサーバーの勧誘が目的であるにもかかわらず、あたかもブロードバンドの勧誘であるかのように見せかけ、勧誘する行為は禁止されています。

〈事例〉

「今だけのプレゼントやお得なキャンペーンをしているので、ブロードバンドの説明をしたい。」と業者が来訪したので、説明を聞いた。説明を受けた後、必要ないと思い断ったところ、ウォーターサーバーの契約を勧められた。ウォーターサーバーが無料でレンタルでき、2箇月間は水も無料でもらえると聞き契約したが、やはり必要ないと思ったので解約しようと後日連絡したところ、解約料がかかると言われた。契約時に解約料の説明はなく、契約書には、クーリング・オフの記載もなかった。契約後に業者から渡された名刺を見ると、天然水の取次代理店名が書かれており、ブロードバンドの会社ではなかった。

〈アドバイス〉

○業者が訪問してもすぐにドアを開けないようにしましょう。

一度ドアを開けてしまうと、断っても業者が帰ってくれず、やむを得ず契約してしまったといった場合が多くあります。ドアを開けずに話を聞き、必要なければキッパリ断りましょう。

○困ったときは、すぐに京都市消費生活総合センター（電話256-0800）にご相談ください。

訪問販売による契約のクーリング・オフ期間は、契約日から8日間です。ただし、8日を過ぎていても、勧誘方法に問題がある、契約書が交付されていない、契約書の内容に不備があるなどといった場合は、クーリング・オフできることがありますので、諦めずにご相談ください。

消費者には、「自分の意志で自由に商品やサービスを選択できる機会が保障される権利」と「商品や価格などの情報に疑問や関心をもつ責任」があります。何を購入するか、それは必要なものか、価格は商品の内容に見合ったものかなど、よく考えてから契約しましょう！



クーリング・オフマン

4 カラーコンタクトレンズの使用にご注意ください！

「瞳を大きくみせたい。」「顔の印象を変えたい。」という思いから、カラーコンタクトレンズを使用する若者が増えています。その一方で、カラーコンタクトレンズに関する相談も増えています。カラーコンタクトレンズは、透明のコンタクトレンズに比べ、「酸素透過性が低い」、「着色部位が角膜や結膜を擦る可能性がある」など、レンズ自体の安全性の問題や、眼科を受診せずに使用している、正しいケアをしていないといった使用方法による問題が生じています。

カラーコンタクトレンズを使用する場合には、眼障害を起こしやすいといったリスクを十分に理解したうえで、必ず眼科を受診し眼科医の処方に従ったレンズを選択するようにしましょう。

カラーコンタクトレンズは、**高度管理医療機器**として、製造販売をするためには、**厚生労働大臣の承認が必要です**。しかし、個人輸入品の中には、日本で承認を受けていないものもあります。また、個人輸入のカラーコンタクトレンズは、日本において安全性が確認されているわけではありませんので、安易に購入しないようにしましょう。

独立行政法人国民生活センターでは、カラーコンタクトレンズの安全性や使用実態等について調査し、消費者に情報提供を行っていますので、是非、ご覧ください。

<独立行政法人国民生活センター>

カラーコンタクトレンズの安全性について

http://www.kokusen.go.jp/pdf/n-20140522_1.pdf

【編集後記】今年も梅雨の季節に入りました。軒先に咲く、雨に濡れた紫陽花の色鮮やかさに、心を和まされています。梅雨と聞けば、降り続く雨で洗濯物が乾かない、じめじめしてカビが生えやすい、食中毒が起こりやすいなど、あまり良いイメージがありませんが、最近では、雨の日も快適に外出できる機能的で華やかなレインコートやブーツが注目されています。

雨の京都も、晴れた日とはまた違う風情があり、新たな発見があるのではないのでしょうか。是非、公共交通機関をご利用いただきお出掛けください。なお、雨の日は、道路や階段などが大変滑りやすくなっていますので、くれぐれも足元にはご注意ください。

消費生活に関する困りごとがあれば気軽にご相談ください。

京都市消費生活総合センター

☎256-0800（消費生活相談専用）

☎256-3160^{さいむゼロ}（多重債務相談専用）

相談受付時間 月～金（祝日を除く。）午前9時～午後5時

京都市中京区烏丸御池東南角 アーバネックス御池ビル西館4階

<http://www.city.kyoto.lg.jp/menu1/category/13-0-0-0-0-0-0-0-0.html>

*年末年始を除く土・日・祝日の緊急時の消費生活に関する相談については、
土日祝日電話相談 ☎257-9002 午前10時～午後4時



この印刷物は、不要になりましたら「雑がみ」としてリサイクルできます。コミュニティ回収や古紙回収等にお出してください。



平成26年6月発行 京都市文化市民局市民生活部消費生活総合センター

京都市印刷物 第264289号